

隠岐の島町駐車場（西郷港埠頭立体駐車場）

指 定 管 理 者 募 集 要 項

【公募の概要】

隠岐の島町では「隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「条例」という。）第2条に基づき、西郷港埠頭周辺道路の交通円滑化と利便向上を図るため、隠岐の島町駐車場の指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

名 称	西郷港埠頭立体駐車場
所 在 地	隠岐の島町西町八尾の一 58 番の 1
収 容 台 数	駐車台数 160 台 1 階 100 台 2 階 60 台
構 造	立体・1 層 2 段自走式 鉄骨ブレース構造

2. 指定管理者が行う管理の基準

（1）開設時間

期 間	開 設 時 間
5 月～8 月	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
9 月～4 月	午前 8 時～午後 6 時

（ただし、指定管理者は、必要があるときは町長の承認を得て開設時間を変更することが出来る。）

（2）休業日

指定管理者は、必要があるときは町長の承認を得て休業日を定めることが出来る。

（3）その他管理の基準

- ①使 用 料 隠岐の島町駐車場設置及び管理条例第 4 条に規定するとおり
- ②駐車の拒否 隠岐の島町駐車場設置及び管理条例第 8 条に規定するとおり
- ③禁 止 行 為 隠岐の島町駐車場設置及び管理条例第 9 条に規定するとおり

3. 指定管理者が行う業務【別紙仕様書を参照のこと。】

- （1）駐車場の供用に関すること。
- （2）駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （3）その他隠岐の島町駐車場の管理上町長が必要があると認める業務。
- （4）使用料の徴収に関する業務。

4. 指定管理者と町の責任分担

下記のとおりとする。なお、詳細は協定の締結を行なう際に定めます。

項 目	指定管理者	町	備考
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設の利用の許可等	○		
使用料の徴収、収納	○		
施設の修繕（小規模）	○		20万未満
事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	○	○	第1次責任は指定管理者
施設の修繕（大規模）		○	20万以上

5. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

6. 指定管理者の収入等

利用料金制度は適用しません。駐車場の利用に係る料金は、全額町の収入となります。

指定管理者には、指定管理料として過去の実績等を参考にした1,470万円以内の額を協定書に定め、年4回に分割して支払います。

7. 申請の資格

- (1) 団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く、又は置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法施行令（平成22年政令16号）第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 隠岐の島町税について滞納がない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

8. 申請の手続き

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書（条例施行規則に定める様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出期限内に町長に提出してください。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書（様式第3号）

- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては会則等）
- (4) 当該団体の前年度事業の貸借対照表及び財産目録（法人以外の団体にあっては収支予算書等）
- (5) 隠岐の島町町税について、滞納はない旨の証明書
- (6) 提出部数 正本1部 副本（写し）7部
- (7) 提出場所 隠岐の島町施設管理課 施設管理係
- (8) 提出方法 持参又は郵送
- (9) 提出期間
令和8年9月4日(金)から令和8年10月2日(金)午後5時までとします。（郵送の場合は書留とし、令和8年10月2日(金)午後5時必着とします。）
- (10) 申請にあたっての留意事項
 - ①提出された書類は、返却いたしません。
 - ②必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
 - ③申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。

9. 募集要項等の配付

- (1) 配布期間
令和8年9月4日(金)から令和8年10月2日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとします。ただし、土・日曜日・祝日は除きます。
- (2) 配布場所 隠岐の島町役場 施設管理課 施設管理係

10. 応募者説明会の開催

- (1) 開催日時 令和8年9月18日(金)午前15時30分から
- (2) 開催場所 隠岐の島町役場3階 302会議室
- (3) 内 容
 - ①募集要項及び仕様書の説明
 - ②施設見学
- (4) 参加申し込み方法
説明会参加申込（別紙2）に必要事項を記入し、隠岐の島町役場施設管理課施設管理係まで、令和8年9月14日(月)午後5時までに申し込んでください。（1団体の参加者は3名までとします。）

11. 選定の進め方

- (1) 指定管理者の候補者の選定
条例第4条により審査し、候補者を選定します。
 - ①資格審査
提出された応募書類を施設管理課において、応募者の応募資格要件の適否について審査を行います。
 - ②隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を行います。

※選定委員会は令和8年11月上旬の開催を予定しております。

(2) 選考基準

①経営に関すること

●事業計画に沿った管理運営を計画的にかつ安定して行う能力を有していること。

- ・ 申請団体の経営状況
- ・ 申請団体の事業実績
- ・ 安全管理についての基本方針
- ・ 公共性についての取り組み

②事業計画に関すること

●事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

- ・ 施設管理の計画
- ・ 施設に必要な人員配置計画
- ・ 年間事業計画に関する理念、基本方針
- ・ 施設管理及び事業費運営費の収支計画

(3) 指定管理者の候補者の決定

選定委員会での結果に基づき、指定管理者を決定し、結果を申し込みした団体に対して速やかに通知します。

(4) 指定管理者の指定及び基本協定等について

指定管理者の指定は、隠岐の島町議会での議決を経て行います。指定は議決後、指定管理者は町と協議のうえ、詳細について基本協定及び年度協定を締結します。

12. 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年9月4日(金)から令和8年9月28日(月)まで

(2) 受付方法 質問票(別紙3)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

(3) 回答方法 1週間以内にFAX又は電子メールで送付します。(質問内容によっては1週間以上かかる場合があります。)

【問い合わせ先】

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

隠岐の島町役場 施設管理課 施設管理係 田中

TEL 08512-2-8573(直通) 2-2111(代表)